

技能講習・教習業務休止の公示について

下記の機関については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長の登録を受けた者」として登録しているが、労働安全衛生法第77条第3項及び登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和47年労働省令第44号）第23条の2の規定に基づく業務の**休止**の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び登録製造時等検査機関等に関する規則第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| 1 | 登録教習機関の名称 | 株式会社阪和鳳自動車学校 |
| 2 | 登録教習機関の住所 | 大阪府堺市西区鶴田町30-1 |
| 3 | 代表者職氏名 | 代表取締役 嶋田豪洋 |
| 4 | 休止する業務 | フォークリフト運転技能講習 |
| 5 | 休止年月日 | 令和7年9月1日 |
| 6 | 休止の期間 | 令和7年9月1日から令和8年8月31日 |
| 7 | 登録番号 | 大阪労働局長登録第132号 |

令和7年8月28日

大 阪 労 働 局 長